

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	令和3年3月5日(金) 午前9時56分～午前10時40分					
②	会 場	大洲市役所 2階大ホール					
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	大野定徳	16	形山康浩
17	(欠員)	18	山中千鶴	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	玉川隆則	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33		34	久保壽男	35	堀内保宏	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	12	川本由紀美	33	坂幹幸		
⑤	遅刻委員						
⑥	事 務 局	吉岡事務局長		富永次長		都築専門員(農政)	
		菊地係長(農地)		土居主事(農政)			
⑦	農 林 水 産 課	菊池課長		竹田課長補佐		山田主査	
⑧	会 議 の 内 容	議案第16号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第17号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第18号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告 について				
		議案第19号	非農地証明について				
		議案第20号	非農地通知について				
		議案第21号	農用地利用集積計画の決定について				
		議案第22号	大洲市農業委員会会長専決規程について				

事務局（局長） 只今から令和3年第3回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、幸野会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 （会長挨拶）

事務局（局長） 只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、幸野会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長（会長） これより本日の会議を開きます。
本日の出席委員は、農業委員19名中17名、推進委員20名中18名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。
本日、12番 川本由紀美委員、33番 坂幹幸委員より欠席の報告を受けております。
また、現在農業委員1名、推進委員1名がそれぞれ欠員となっております。
本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、21番 橋本英司委員、22番 都築孝壽委員を指名いたします。
次に、日程第2、書記の指名を行います。
本日の会議の書記に事務局の土居主事を指名いたします。
それでは、日程第3、議案審議に入ります。
まず、議案第16号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係） 議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。
議案書1ページをご覧ください。
1番、平野町平地の土地、田2筆・2, 237㎡、畑1筆・641㎡は贈与による所有権の移転です。
所有権移転後も、引き続き水稻、野菜の栽培を行う予定です。
農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。
2番、菅田町菅田の土地、畑4筆・計1, 424.07㎡は売買による所有権の移転です。
所有権移転後は、整備を行い果樹の栽培を行う予定です。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
3番、同じく菅田町菅田の土地、田2筆・1, 497㎡は贈与による所有権の移転です。
所有権移転後も、引き続き水稻の栽培を行う予定です。
農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。
以上、3件のご審議をよろしく願います。

議 長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。

7番 1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページも合わせてご覧ください。

1 番案件は、贈与での所有権移転となります。

申請地は、平野公民館の西約 2 kmにある田 2 筆と国営大戸谷団地内の畑 1 筆になります。農業者年金の経営移譲年金を受給するために第三者へ賃貸借していましたが、契約期間満了にて農地の返還を受けるため、その返還を受けた農地を後継者へ贈与したいとの申し出がありました。

今後は譲受人である後継者が管理を行います。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 7 号関係までの規定に該当する事項はありません。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 (会長)

はい。2 番。

1 3 番

それでは 2 番と 3 番案件は私が担当ですので、あわせて説明させていただきます。

議案説明資料 2 ページ及び 3 ページも参考にしてください。

1 番案件は、売買での所有権移転になります。申請地は、大洲バイパス富士インターチェンジから東へ約 3 0 0 mにある畑 4 筆です。譲受人の自宅付近にあることから管理しやすいとのことで購入に至っています。申請地は一部遊休化している部分もありますが、整備を行ったうえで、柿やレモンを中心とした果樹を植えていく予定になっています。農業は譲受人夫婦が年間を通して従事します。

2 番案件は、母から子への贈与になります。申請地は菅田公民館の南東約 1 kmにある田 2 筆になります。現在も良好に管理されています。所有権移転後も今までどおり、譲受人家族で年間を通して農業に従事していく予定です。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、いずれも農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 7 号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 (会長)

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 1 7 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (次長)

失礼いたします。

議案第 1 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

ご説明申し上げます。

議案書2ページから3ページ、ならびに別紙議案説明資料4ページから43ページまでを、併せてご覧ください。

1番阿蔵の土地、257㎡の案件は、使用借人世帯は、現在使用貸人の所有建物に居住しているが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地に自己住宅を建築するために、借り受けようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から西に約2.1kmのところを位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番菅田町菅田の土地、2筆合計198㎡の案件は、譲受人世帯は、現在借家に居住しているが、手狭で不便なため、申請地に自己住宅を建築するために、売買により取得しようとするものです。

農地区分は大洲市中心部から東に約3.1kmのところを位置し、おおむね300m以内に自動車専用道路の入口が存する区域内にある農地であることから、「第3種農地」と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

3番、4番、6番の菅田町大竹の案件について、まとめてご説明申し上げます。

3番の土地262㎡、4番の土地2筆合計266㎡、及び6番の土地3筆合計478㎡の案件は、肱川緊急治水対策による築堤事業のため、現在の居宅から移転することになったため、申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東南東に約3.1kmのところを位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

5番、7番の菅田町大竹の案件についても、まとめてご説明申し上げます。

5番の土地3筆合計290㎡、7番の土地5筆合計379㎡（内3筆は5番の土地と重複）の案件は、肱川緊急治水対策による築堤事業のため、移転により新たに建築する居宅への進入路として、申請地を借受けようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東南東に約3.1kmのところを位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

8番長浜町下須戒の土地、404㎡の案件は、使用借人世帯は、現在借家に居住しているが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地に自己住宅を建築するために、借り受けようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北北西に約9.6kmのところを位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、8件でございます。
ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番、お願いします。

1番

失礼します。

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の4ページから8ページを参考にしてください。申請地は、6ページの位置図のとおり、久米小学校から西南西へ約400mに位置する農地になります。

まず立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、7ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、これは使用貸人の農地であり、特に問題ないものと思われま

す。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続いて、2番お願いします。

11番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の9ページから13ページを参考にしてください。申請地は、11ページの位置図のとおり、肱東中学校から南西へ約800mに位置する農地になります。

まず立地基準については事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、12ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、これは譲渡人の農地であり、特に問題ないものと思われま

す。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。3番お願いします。

13番

失礼いたします。

それでは、3番、4番及び6番案件の、調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の14ページから23ページ、及び29ページから33ページを参考にしてください。申請地は16、21、31ページの位置図のとおり、肱東中学校から南西へ約1.8kmに位置する農地になります。

まず立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可後、移転補償費にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、17ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、これは譲渡人の農地であり、特に問題ないものと思われま

す。続いて、5番及び7番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の24ページから28ページ、及び34ページから38ページを、参考にしてください。申請地は26、36ページの位置図のとおり、肱東中学校から南西へ約1.8kmに位置する農地になります。

まず立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、既に違反転用の状態にあり、転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、27ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、これは使用貸人の農地であり、特に問題ないものと思われま

す。以上5件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、5番、7番案件の違反転用に関しましては、使用貸人より始末書が提出され、本人も反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。次、お願いします。

28番

失礼をいたします。

それでは、8番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の39ページから43ページを参考にしてください。申請地は、41ページの位置図のとおり、大和公民館から南東へ約1.5kmに位置する農地になります。

まず立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、42ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

す。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、使用貸人より始末書が提出され、本人も反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今地元委員さんから説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議無いものと認め、本案を申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第18号『農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局
(専門員兼農政係)

議案第18号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。

議案書4、5、6ページになります。

当議案では、前年度の事業状況報告がありました『有限会社〇〇〇〇〇〇〇』、『〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社』、『株式会社〇〇〇』の3社について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。

まず、要件の適否を判断する上で確認が必要となる事項を議案書「報告内容」欄の記載順にご説明します。

①「法人の組織」は、株式会社・持分会社・農事組合法人・特例有限会社のいずれかであること、

②「事業の限定」は、主たる事業が農業と関連事業であり、双方の売上高が全体の過半を占めていること、

③「構成員・議決権の資格」は、法人の農業関係者（常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等）の議決権が総議決権の2分の1以上あること、

④「経営責任者の要件」は、執行役員の過半数が農業常時従事者で、役員又は重要な使用人のうち1人以上が年間60日以上農作業に従事していること、

以上の4点が確認事項となっています。

1番、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇は、主に柑橘の栽培を行っています。

①の「法人組織」は特例有限会社、②につきましては生産する農畜産物及びその関連する事業等のすべてが農業による売上であります。③の「構成員・議決権の資格」は2名であります。④の「経営責任者の要件」は執行役員2人ともに農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

2番、〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社は、主に野菜及び花の苗を栽培しております。

①の「法人組織」は株式会社、②につきましては、生産する農畜産物及びその関連する事業等のすべてが農業による売上であります。③の「構成員・議決権の資格」は1名であります。④の「経営責任者の要件」は執行役員2人ともに農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

3番、株式会社〇〇〇〇は、現在主にブルーベリー・水稻の栽培を行っています。

①の「法人組織」は株式会社、②につきましては生産する農畜産物及びその関連する事業等のすべてが農業による売上であります。③の「構成員・議決権の資格」は6名のうち5名で2分の1以上であります。④の「経営責任者の要件」は執行役員5人のうち3人が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

以上のとおり、報告書等を確認しましたところ、議案説明資料に記載

のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われます。
以上、ご審議をお願いします。

議 長（会長） 只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員 （質疑なし）

議 長（会長） 特にご質疑もないようですので、報告書の内容については承認することにご異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長（会長） ご異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。
次に、議案第19号『非農地証明について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（次長） 失礼いたします。
議案第19号「非農地証明について」ご説明申し上げます。
議案書7ページ、ならびに別紙「議案説明資料」44ページから47ページまでを併せてご覧ください。
1番、平野町平地の土地、3筆合計2,655㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。
申し出によりますと、申請地に平成2年頃に杉を植林し、そのまま放置していたため、現在は農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。
以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議 長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

7番 失礼します。
それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。
議案説明資料の44ページから47ページを、参考にしてください。
申請地は46ページの位置図のとおり、平野小学校から西へ約3.7kmに位置する農地になります。
申請によりますと、申請地に平成2年頃杉を植林し、そのまま放置していたため農地への復旧は著しく困難との申し出です。
申請者の申立、現地調査による杉の生育状況から、少なくとも植林してから20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから復旧は著しく困難と思われます。
よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長） 只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員	(質疑なし)
議長 (会長)	特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長 (会長)	ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。 次に、議案第20号『非農地通知について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局 (専門員兼農政係)	失礼します。 議案第20号「非農地通知について」ご説明申し上げます。議案書8ページをご覧ください。 今回の非農地通知につきましては、利用状況調査に基づいてB分類判定された農地のうち、大洲地域の100㎡以下のものを再調査したうえで非農地判断したものです。 毎年実施をしております利用状況調査の結果により、A分類(再生可能)とB分類(再生困難)の農地に区別されるわけですが、その中でB分類に区別された農地については速やかな非農地判断が求められています。 なお、令和2年度調査においてB分類とされた農地は、1,829筆・1,643,870.19㎡ございます。 今回は比較的場所も特定しやすいところから実施していますが、今後回数・筆数等を増やしながら速やかな非農地判断を実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。 今回の対象農地については、全てがその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断したものでございます。 以上6件、6筆、403㎡でございます。ご審議のほどよろしくお願ひをいたします。
議長 (会長)	只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長 (会長)	特にご質疑もないようですので、これらの土地については非農地と判断し、非農地通知書を交付することにご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長 (会長)	ご異議ないものと認め、これらの土地は非農地と判断し、非農地通知書を交付することに決定いたしました。 次に、議案第21号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。

事務局
(専門員兼農政係)

失礼します。
議案第21号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。
議案書の9ページから、ご覧ください。

「新規」案件のみを説明させていただきます。

16ページ

22番、23番及び24番、水稻・麦を栽培するため、賃借権を10年間設定します。

18ページ

31番、野菜を栽培するため、賃借権を10年間設定します。

19ページ

34番、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定します。

外、再設定の案件29件につきましては、議案書の確認をお願いします。

以上、利用権設定・件筆数、34件・68筆、利用権設定総面積、139,486㎡。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま

す。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(会長)

只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

次に、議案第22号『大洲市農業委員会会長専決規程について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(次長)

失礼いたします。

議案第22号「大洲市農業委員会会長専決規程について」ご説明申し上げます。

議案書20ページから21ページまでをご覧ください。

この規程は先月の定例総会において、協議事項としてあげていたものでございます。

規程の条文内容等について委員の皆様から格別ご意見もありませんでしたので、修正無しで、この規程を令和3年4月1日より施行したいと思います。

ご審議のほど、お願いいたします。

議長(会長)

只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

(質疑なし)

議 長（会長）

特にご質疑もないようですので、この規定については原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委 員

（異議なし）

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることにいたします。